

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3 年債）

銘 柄	第 53 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債 券 の 総 額	金 7,000 百万円
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるも のとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 7,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 30 年 6 月 6 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.001 パーセント	払 込 期 日	平成 30 年 6 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 33 年 6 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 33 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成30年6月6日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成30年6月6日付第53回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治愈されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
------------	---

摘 要	6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	百万円 2,800 2,100 2,100	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 17.5 銭とする。
	計		百万円 7,000	
債券発行事務の受託	債 券 発 行 事 務 受 託 会 社 の 名 称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

3. 新規発行債券（10 年債）

銘 柄	第 54 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債 券 の 総 額	金 15,000 百万円
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるも のとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 15,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 30 年 6 月 6 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.225 パーセント	払 込 期 日	平成 30 年 6 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 40 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 40 年 6 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成30年6月6日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成30年6月6日付第54回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治愈されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
------------	---

摘 要	6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。
------------	---

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	百万円 6,000 4,500 4,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 30 銭とする。
	計		百万円 15,000	
	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号			

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
22,000 百万円	66 百万円	21,934 百万円

(注) 上記金額は、第 53 回独立行政法人福祉医療機構債券及び第 54 回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額 21,934 百万円は、機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に定める福祉貸付事業、第 2 号及び第 3 号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額 14,949 百万円）並びに第 12 号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額 6,985 百万円）の貸付原資に平成 30 年 6 月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 28 年度決算」（平成 29 年 11 月 28 日現在）

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日（平成 29 年 11 月 28 日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（平成 30 年 6 月 6 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日（平成 30 年 6 月 6 日）現在においてもその判断に変更はありません。なお、本説明書証券情報の部の作成日（平成 30 年 6 月 6 日）現在における年金担保貸付事業については、「(2) 中期目標、中期計画の策定について」をご覧ください。

(2) 中期目標、中期計画の策定について

(a) 第 4 期中期目標（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日）

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣より第 4 期中期目標（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日）が定められております。

内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 28 日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第 4 期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）政策体系図

第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月から平成 35 年 3 月までの 5 年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～8の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。

- (4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

- (5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。

- (6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績(平成 25 年度から平成 28 年度実績をいう。以下同じ。)平均: 98 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉医療関係団体や地方公共団体との連携強化の実績を測る指標として、「福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

②協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第 3 期中期目標期間最終年度と比べて 65 機関以上増加させること。(第 3 期中期目標期間実績: 49 機関(年度平均 12.3 機関))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・民間金融機関との協調融資の推進に係る実績を測る指標として、「協調融資金融機関数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

③正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度 55 貸付先以上を実施すること。(平成 27 年度及び平成 28 年度実績平均: 48 貸付先)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 27 年度及び平成 28 年度実績の平均を上回るよう設定する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度: 高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。

(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績:

12,926 人（年度平均 3,232 人））

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・セミナーの開催により必要な情報を広く施設経営者等に提供した実績を測る指標として、「延べ受講者数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

②施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。（平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件（年度平均 15.7 件））

③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。（平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件（年度平均 66.3 件））

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、施設経営者等に対する情報の提供実績を測る指標として「リサーチレポートの公表件数」、提供した内容が的確かつ充実していることを測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 26 年度から平成 28 年度の実績を上回るよう設定する。

④経営診断については、中期目標期間において延べ 1,710 件以上の診断を実施すること。（第 3 期中期目標期間実績：1,363 件（年度平均 340.8 件））

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「延べ診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

（1）助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

（2）助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。

なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえること。

（3）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。

（4）助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

（5）助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。（第 3 期中期目標期間実績：平均 22.9 日）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成金申請業務の効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を下回るよう設定する。

②助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とすること。（第3期中期目標期間実績平均：59.3%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度（最高評価の率）」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- （1）退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- （2）利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- （3）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- （4）退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42日以内とすること。（マイナンバー制度導入後（平成27年度及び平成28年度）実績平均：42.1日）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、マイナンバー制度導入による事務量の増加を勘案し、マイナンバー制度導入後の平成27年度及び平成28年度実績の平均を下回るよう設定する。

【難易度：高】

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に伴って給付処理件数も増加傾向にあり、第4期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは難易度が高い。

②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度30%以上とすること。（第3期中期目標期間実績平均：27.5%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利

用割合」を指標として採用する。

- ・目標水準については、任意の利用としている現状を踏まえ第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

（1）財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

（2）扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。

- ・扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

（3）事務処理等の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

（4）扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行うこと。（平成28年度実績：10回）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による制度周知実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間中の最大値である平成28年度実績を上回るよう設定する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- （1）福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。
- （2）国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。
- （3）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。
- （4）WAM NET事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ①中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を25件以上実施すること。（第3期中期目標期間実績：16件（年度平均4件））
- ②年間ヒット件数を毎年度1億1,000万件以上とすること。（平成28年度実績：1億144万件）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供した情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」及び「年間ヒット件数」を採用する。
- ・目標水準については、提供情報の整備充実等に関する取組数は第3期中期目標期間における増加率の実績を上回るよう、年間ヒット件数は第3期中期目標期間中の最大値である平成28年度実績を上回るよう設定する。

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。

また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。

なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- （1）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- （2）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。

- (4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(平成 28 年度実績：29 団体)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・円滑に事業を終了する観点から、利用者等に必要な情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

- (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。
- ・長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行うこと。(第 3 期中期目標期間実績：平均 17.8%)
- 【目標の設定及び水準の考え方】
- ・長期延滞債権に対する取組実績を測る指標として、「長期延滞債権の総件数に対する回収率」を採用する。
 - ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

- (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。
- (2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減すること。
(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 内部統制の充実

- (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

- (2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

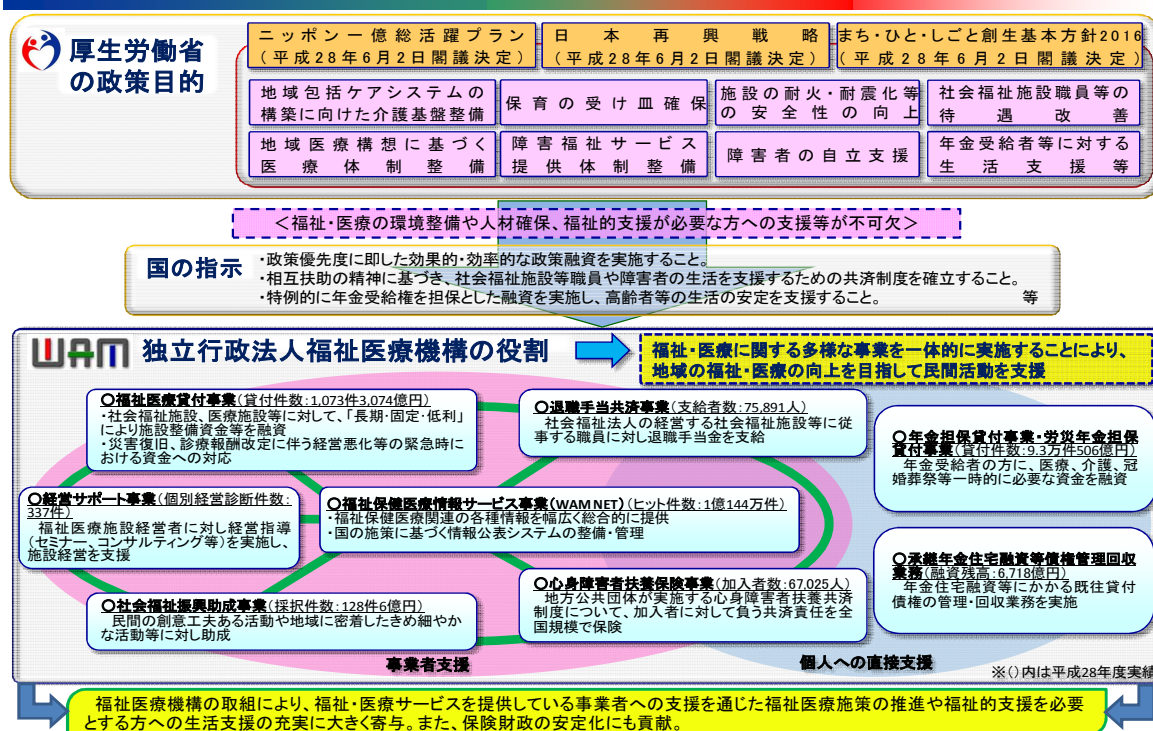
3 人事に関する事項

(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。

(2) 職員の資質向上を図るため、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

(別添)

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



(b) 第4期中期計画 (平成30年4月1日～平成35年3月31日)

通則法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣より定められた第4期中期目標を達成するため第4期中期計画 (平成30年4月1日～平成35年3月31日) を作成し、厚生労働大臣の認可を受けております。

内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構中期計画

独立行政法人福祉医療機構 (以下「機構」という。) は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下「通則法」という。) 第29条第1項の規定に基づき、平成30年2月28日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、通則法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成30年3月1日
独立行政法人福祉医療機構
理事長 中村 裕一

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

(関連指標)

○政策融資による施設整備実績

- ・借入申込受理実績
- ・審査実績
- ・貸付契約実績
- ・資金交付実績
- ・政策に即した優遇融資実績
- ・政策への貢献度（整備定員数）

○災害対応実績

- ・意見交換会開催実績
- ・個別融資相談会開催実績
- ・訪問相談実績
- ・借入申込受理実績
- ・審査実績
- ・貸付契約実績
- ・資金交付実績

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。

(関連指標)

○貸付制度周知広報活動実績

- ・個別融資相談件数
- ・訪問相談実績

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。

(関連指標)

○協調融資取組実績

- ・協調融資実績
- ・社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績
- ・全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績
- ・受託金融機関業務研修会開催実績

- (4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事

業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。

(関連指標)

○利用者サービス向上の取組実績

- ・個別融資相談会開催実績
- ・訪問相談実績
- ・顧客満足度、有用度
- ・審査処理期間
- ・資金交付処理期間

(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。

(関連指標)

○期中管理の実績

- ・業況注視先の实地調査等の実施先数
- ・災害返済猶予実績

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

(関連指標)

○経営の悪化した貸付先等への対応実績

- ・貸出条件緩和実績
- ・法的措置等による債権回収実績

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施する。
- ②協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第 3 期中期目標期間最終年度と比べて 65 機関以上増加させる。
- ③フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る实地調査等を毎年度 55 貸付先以上に実施する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。

(関連指標)

- セミナーのサービス向上取組実績
 - ・開催回数
 - ・セミナー有用度

- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。

(関連指標)

- 福祉医療分野における情報提供実績
 - ・講師派遣回数
 - ・外部媒体執筆件数
 - ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人数

- (3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。

(関連指標)

- 経営診断のサービス向上取組実績
 - ・経営診断有用度

- (4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。
- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、中期目標期間において 80 件以上公表する。
- ③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。
- ④経営診断については、中期目標期間において延べ 1,710 件以上の診断を実施する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

(関連指標)

- 募集及び採択実績
 - ・募集及び採択の件数・金額
- 募集等に係る周知実績
 - ・周知活動回数（メールマガジン、Twitter、Facebook 等）
- 他団体との連携・協働による効果
 - ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があった事業の割合

- (2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。

なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえることとする。

- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。

(関連指標)

○期中支援の充実

・進捗状況調査等の実施件数

○助成先法人等の活動の発展・充実

・助成事業報告会（WAMセミナー）における満足度

- (4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。

(関連指標)

○助成事業の継続率

・助成事業1年経過後における事業継続率（助成事業と同程度以上）

- (5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

①助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。

②助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。

こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。

(関連指標)

○退職手当金支給実績

・退職手当金支給件数・金額

- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。

(関連指標)

○電子化の推進実績

・電子届出システム利用率

○利用者の事務負担軽減の取組実績

・電子届出システム利用者満足度

・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度

- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。

(関連指標)

○退職手当共済制度の周知実績

・都道府県等と連携し周知した実績

・加入職員数

・新規加入職員数

・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度

(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とする。
- ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とする。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。

（関連指標）

○心身障害者扶養保険事業実績

- ・新規加入者数
- ・新規年金受給者数
- ・保険対象加入者数
- ・年金給付保険金支払対象障害者数
- ・年金給付保険金額

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。

② 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

- ・基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握するとともに、必要な措置を講じる。
- ・扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年 1 回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。

なお、策定に際しては、以下の点に留意する。

- ・扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年 1 回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(関連指標)

○扶養保険資金の運用実績

- ・ベンチマーク差

(3) 事務処理等の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET 事業)

WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。

(関連指標)

○利用者サービス向上取組実績

- ・アンケート調査における情報利用者の満足度

(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。

(関連指標)

○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績

- ・国の施策に基づく情報システムの利用実績

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。

(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。
- ② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする。

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。

また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成 25 年 3 月厚生労働省策定)に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。

なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(関連指標)

○貸付条件変更実績

・貸付条件変更件数

(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。

(関連指標)

○受託金融機関に対する周知実績

・受託金融機関事務説明会開催実績

・受託金融機関個別訪問実績

・全国銀行協会等との意見交換実績

(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努める。

(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。

(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。

(関連指標)

○適時的確な債権回収の実績

・年金住宅融資等債権の元金回収率

(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。

(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

・長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
- (2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。
(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別表1-1～1-4のとおり
- 2 収支計画 別表2-1～2-4のとおり
- 3 資金計画 別表3-1～3-4のとおり

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 95,500百万円
- 2 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
 - (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
 - (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
 - (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
 - (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
業務改善に係る支出のための原資

第8 その他業務運営に関する重要事項

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのさく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。
さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。

2 内部統制の充実

- (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。
また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。
- (2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。
また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

- (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。
- (2) 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分にに関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算

別表1－1

中期計画(平成30年度～平成34年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
収入							
運営費交付金	7,489	3,061	519				11,069
国庫補助金	3,038	133,821					136,860
社会福祉振興助成費補助金	3,038						3,038
給付費補助金		133,821					133,821
利子補給金	13,946						13,946
福祉医療貸付事業収入							
福祉医療貸付金利息	223,274						223,274
経営指導事業収入	245						245
福祉保健医療情報サービス事業収入	21						21
社会福祉振興助成事業収入	45						45
退職手当共済事業収入		463,181					463,181
掛金		328,993					328,993
都道府県補助金		133,774					133,774
退職手当給付費支払資金戻入		404					404
給付費支払資金運用等収入		10					10
心身障害者扶養保険事業収入			157,056				157,056
保険料収入			34,562				34,562
保険金			53,990				53,990
特別給付金			339				339
弔慰金			2				2
扶養保険資金戻入			68,162				68,162
年金担保貸付事業収入							
年金担保貸付金利息				5,114			5,114
労災年金担保貸付事業収入							
労災年金担保貸付金利息					81		81
承継債権管理回収業務収入							
承継債権貸付金利息						68,129	68,129
寄附金収入	1,000						1,000
利息収入	0			0	0	2	3
雑収入	41	4	1	12	0	16	75
計	249,100	600,067	157,576	5,126	82	68,148	1,080,099
支出							
福祉医療貸付事業費	228,694						228,694
支払利息	227,993						227,993
業務委託費	165						165
債券発行諸費	536						536
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費							
支払利息	230						230
社会福祉振興助成事業費	4,188						4,188
社会福祉振興助成金	3,038						3,038
子供の未来応援支援金	1,150						1,150
退職手当共済事業費		597,002					597,002
退職手当給付金		595,497					595,497
退職手当給付費支払資金繰入		1,506					1,506
心身障害者扶養保険事業費			157,056				157,056
支払保険料			34,562				34,562
年金給付保険金			68,162				68,162
弔慰金給付保険金			339				339
特別弔慰金給付金			2				2
扶養保険資金繰入			53,990				53,990
年金担保貸付事業費							
支払利息				4,161			4,161
業務委託費				102			102
債券発行諸費				3,964			3,964
労災年金担保貸付事業費							
業務委託費					65		65
業務経費	6,860	1,780	103	367	10	5,649	14,769
福祉医療貸付業務経費	3,839						3,839
経営指導業務経費	508						508
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,174						2,174
社会福祉振興助成業務経費	339						339
退職手当共済業務経費		1,780					1,780
心身障害者扶養保険業務経費			103				103
年金担保貸付業務経費				367			367
労災年金担保貸付業務経費					10		10
承継債権管理回収業務経費						5,649	5,649
一般管理費	1,184	131	53	88	5	230	1,691
人件費	10,160	1,154	365	943	18	1,434	14,073
計	251,317	600,067	157,576	5,559	98	7,313	1,021,930

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 11,120百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

運営費交付金＝業務経費× $\alpha 1$ ＋一般管理費× $\alpha 2$ ＋人件費－自己収入＋当年度の所要額計上経費＋特殊要因

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ ：効率化係数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・人件費＝ $A \times \beta \times \gamma$ ＋退職手当

A：直前の年度における基本給等（基本給＋諸手当＋時間外手当）＋公務災害補償費＋雇用保険料＋労災保険料＋健康保険料負担金＋介護保険料負担金＋厚生年金保険料負担金＋厚生年金基金掛金負担金＋国家公務員等共済組合長期給付負担金＋児童手当拠出金

β ：昇給原資率等（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

γ ：給与改定率（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・業務経費＝業務経費× δ

業務経費は、所要額計上経費を除く。

δ ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・一般管理費＝一般管理費× δ

一般管理費は、所要額計上経費を除く。

δ ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・自己収入＝福祉医療貸付金利息（利子補給金等対象分を除く。）＋経営指導事業収入＋福祉保健医療情報サービス事業収入＋利息収入＋雑収入等

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費：貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課

・特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

〔注 記〕

前提ルール

・昇給原資率等（ β ）、給与改定率（ γ ）及び消費者物価指数（ δ ）の伸び率を0として推定。

・効率化係数（ $\alpha 1$ ）は、平成29年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成34年度）が5.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

・効率化係数（ $\alpha 2$ ）は、平成29年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成34年度）が15.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成29年度に対し以下の数値を仮置きし試算する。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
$\alpha 1$	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95
$\alpha 2$	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85

予算

別表1-2

中期計画(平成30年度～平成34年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業	社会福祉振興助成事業	共 通	計
収入						
運営費交付金	2,453	1,069	292	535	3,140	7,489
国庫補助金						
社会福祉振興助成費補助金				3,038		3,038
利子補給金	13,946					13,946
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	219,685	263	2,153		1,173	223,274
経営指導事業収入		245				245
福祉保健医療情報サービス事業収入			21			21
社会福祉振興助成事業収入				45		45
寄附金収入				1,000		1,000
利息収入	0					0
雑収入	16	3	1	1	21	41
計	236,100	1,580	2,467	4,619	4,334	249,100
支出						
福祉医療貸付事業費	228,694					228,694
支払利息	227,993					227,993
業務委託費	165					165
債券発行諸費	536					536
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費						
支払利息	230					230
社会福祉振興助成事業費				4,188		4,188
社会福祉振興助成金				3,038		3,038
子供の未来応援支援金				1,150		1,150
業務経費	3,839	508	2,174	339		6,860
福祉医療貸付業務経費	3,839					3,839
経営指導業務経費		508				508
福祉保健医療情報サービス業務経費			2,174			2,174
社会福祉振興助成業務経費				339		339
一般管理費					1,184	1,184
人件費	5,403	1,072	293	242	3,149	10,160
計	238,167	1,580	2,467	4,769	4,334	251,317

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算

別表1-3

中期計画(平成30年度～平成34年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	3,061		3,061
国庫補助金			
給付費補助金		133,821	133,821
退職手当共済事業収入		463,181	463,181
掛金		328,993	328,993
都道府県補助金		133,774	133,774
退職手当給付費支払資金戻入		404	404
給付費支払資金運用等収入		10	10
雑収入	4		4
計	3,065	597,002	600,067
支出			
退職手当共済事業費		597,002	597,002
退職手当給付金		595,497	595,497
退職手当給付費支払資金繰入		1,506	1,506
業務経費			
退職手当共済業務経費	1,780		1,780
一般管理費	131		131
人件費	1,154		1,154
計	3,065	597,002	600,067

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算

別表1-4

中期計画(平成30年度～平成34年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	519		519
心身障害者扶養保険事業収入		157,056	157,056
保険料収入		34,562	34,562
保険金		53,990	53,990
特別給付金		339	339
弔慰金		2	2
扶養保険資金戻入		68,162	68,162
雑収入	1		1
計	520	157,056	157,576
支出			
心身障害者扶養保険事業費		157,056	157,056
支払保険料		34,562	34,562
年金給付保険金		68,162	68,162
弔慰金給付保険金		339	339
特別弔慰金給付金		2	2
扶養保険資金繰入		53,990	53,990
業務経費			
心身障害者扶養保険業務経費	103		103
一般管理費	53		53
人件費	365		365
計	520	157,056	157,576

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画

別表2-1

平成30年度～平成34年度の収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
費用の部	254,955	600,177	103,585	5,402	99	9,596	973,813
経常費用	254,955	598,671	103,585	5,402	99	9,596	972,307
福祉医療貸付業務費	236,071						236,071
借入金利息	213,282						213,282
債券利息	14,981						14,981
債券発行諸費	536						536
業務委託費	166						166
福祉医療貸付業務経費	3,780						3,780
貸倒引当金繰入	3,325						3,325
経営指導業務費							
経営指導業務経費	496						496
福祉保健医療情報サービス業務費							
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,170						2,170
社会福祉振興助成業務費	4,518						4,518
社会福祉振興助成費	3,038						3,038
子供の未来応援支援費	1,150						1,150
社会福祉振興助成業務経費	330						330
退職手当共済業務費		597,267					597,267
退職手当給付金		595,497					595,497
退職手当共済業務経費		1,771					1,771
心身障害者扶養保険業務費			103,166				103,166
支払保険料			34,562				34,562
給付金			68,503				68,503
心身障害者扶養保険業務経費			100				100
年金担保貸付業務費				4,359			4,359
借入金利息				45			45
債券利息				53			53
債券発行諸費				95			95
業務委託費				3,796			3,796
年金担保貸付業務経費				360			360
貸倒引当金繰入				9			9
労災年金担保貸付業務費					75		75
業務委託費					62		62
労災年金担保貸付業務経費					10		10
貸倒引当金繰入					4		4
承継債権管理回収業務費						7,910	7,910
承継債権管理回収業務経費						5,562	5,562
貸倒引当金繰入						2,347	2,347
一般管理費	1,153	126	52	84	5	224	1,644
減価償却費	417	127	4	19	1	32	600
人件費	10,130	1,151	363	940	18	1,429	14,031
臨時損失							
退職手当給付費支払資金繰入		1,506					1,506
収益の部	251,284	600,177	110,149	5,402	99	67,777	1,034,888
運営費交付金収益	7,489	3,061	519				11,069
福祉医療貸付事業収入	225,037						225,037
経営指導事業収入	245						245
福祉保健医療情報サービス事業収入	21						21
社会福祉振興助成事業収入	45						45
退職手当共済事業収入		329,003					329,003
掛金		328,993					328,993
給付費支払資金運用等収入		10					10
心身障害者扶養保険事業収入			93,904				93,904
受取保険料			34,562				34,562
保険金			54,331				54,331
金銭の信託運用益			5,011				5,011
年金担保貸付事業収入				5,030			5,030
労災年金担保貸付事業収入					80		80
承継債権管理回収業務収入							
年金住宅資金等貸付金利息						67,758	67,758
補助金等収益	16,985	267,595					284,580
国庫補助金収益		133,821					133,821
都道府県補助金収益		133,774					133,774
社会福祉振興助成費補助金収益	3,038						3,038
利子補給金収益	13,946						13,946
寄附金収益	1,150						1,150
資産見返運営費交付金戻入	301	113	1	0	0	6	420
財務収益							
受取利息	0			0	0	2	2
雑益	11	0	0	9	0	12	33
臨時利益		404	15,726				16,130
退職手当給付費支払資金戻入益		404					404
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			15,726				15,726
前中期目標期間繰越積立金取崩額				362	19		381
総利益又は総損失(△)	△ 3,671	-	6,564	-	-	58,181	61,074

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成30年度～平成34年度の収支計画

別表2-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業	社会福祉振興助成事業	共 通	計
費用の部	241,633	1,587	2,633	4,769	4,332	254,955
經常費用	241,633	1,587	2,633	4,769	4,332	254,955
福祉医療貸付業務費	236,071					236,071
借入金利息	213,282					213,282
債券利息	14,981					14,981
債券発行諸費	536					536
業務委託費	166					166
福祉医療貸付業務経費	3,780					3,780
貸倒引当金繰入	3,325					3,325
経営指導業務費						
経営指導業務経費		496				496
福祉保健医療情報サービス業務費						
福祉保健医療情報サービス業務経費			2,170			2,170
社会福祉振興助成業務費				4,518		4,518
社会福祉振興助成費				3,038		3,038
子供の未来応援支援費				1,150		1,150
社会福祉振興助成業務経費				330		330
一般管理費					1,153	1,153
減価償却費	175	22	171	10	39	417
人件費	5,387	1,069	292	241	3,140	10,130
収益の部	237,963	1,587	2,633	4,769	4,331	251,284
運営費交付金収益	2,453	1,069	292	535	3,140	7,489
福祉医療貸付事業収入	221,448	263	2,153		1,173	225,037
経営指導事業収入		245				245
福祉保健医療情報サービス事業収入			21			21
社会福祉振興助成事業収入				45		45
補助金等収益	13,946			3,038		16,985
社会福祉振興助成費補助金収益				3,038		3,038
利子補給金収益	13,946					13,946
寄附金収益				1,150		1,150
資産見返運営費交付金戻入	116	10	167	1	7	301
財務収益						
受取利息	0					0
雑益					11	11
総利益又は総損失(△)	△ 3,670	-	-	△ 0	△ 0	△ 3,671

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画

別表2-3

平成30年度～平成34年度の収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	3,174	597,002	600,177
経常費用	3,174	595,497	598,671
退職手当共済業務費	1,771	595,497	597,267
退職手当給付金		595,497	595,497
退職手当共済業務経費	1,771		1,771
一般管理費	126		126
減価償却費	127		127
人件費	1,151		1,151
臨時損失			
退職手当給付費支払資金繰入		1,506	1,506
収益の部	3,174	597,002	600,177
運営費交付金収益	3,061		3,061
退職手当共済事業収入		329,003	329,003
掛金		328,993	328,993
給付費支払資金運用等収入		10	10
補助金等収益		267,595	267,595
国庫補助金収益		133,821	133,821
都道府県補助金収益		133,774	133,774
資産見返運営費交付金戻入	113		113
雑益	0		0
臨時利益			
退職手当給付費支払資金戻入益		404	404
総利益又は総損失(△)	-	-	-

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画

別表2-4

平成30年度～平成34年度の収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	520	103,066	103,585
経常費用	520	103,066	103,585
心身障害者扶養保険業務費	100	103,066	103,166
支払保険料		34,562	34,562
給付金		68,503	68,503
心身障害者扶養保険業務経費	100		100
一般管理費	52		52
減価償却費	4		4
人件費	363		363
収益の部	520	109,630	110,149
運営費交付金収益	519		519
心身障害者扶養保険事業収入		93,904	93,904
受取保険料		34,562	34,562
保険金		54,331	54,331
金銭の信託運用益		5,011	5,011
資産見返運営費交付金戻入	1		1
雑益	0		0
臨時利益			
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益		15,726	15,726
総利益又は総損失(△)	-	6,564	6,564

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度～平成34年度の資金計画

別表3－1

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
資金支出	3,502,438	600,706	157,623	286,973	4,901	360,220	4,912,861
業務活動による支出	2,094,817	598,561	103,586	158,975	3,866	359,782	3,319,588
福祉医療貸付事業費	228,925						228,925
福祉医療貸付金による支出	1,843,500						1,843,500
社会福祉振興助成金による支出	3,038						3,038
子供の未来応援支援金による支出	1,150						1,150
退職手当共済事業費		595,497					595,497
心身障害者扶養保険事業費			103,066				103,066
年金担保貸付事業費				4,161			4,161
年金担保貸付金による支出				153,404			153,404
労災年金担保貸付事業費					65		65
労災年金担保貸付金による支出					3,768		3,768
人件費支出	10,160	1,154	365	943	18	1,434	14,073
その他の業務支出	8,045	1,911	156	455	15	6,024	16,605
国庫納付金の支払額				12	0	352,324	352,337
投資活動による支出		1,400	53,990		900		56,290
金銭の信託の増加による支出			53,990				53,990
有価証券の取得による支出		1,400			900		2,300
財務活動による支出	1,405,766			127,700			1,533,466
長期借入金の返済による支出	1,295,766			49,700			1,345,466
債券の償還による支出	110,000			78,000			188,000
次期中期目標の期間への繰越金	1,855	745	47	298	136	437	3,518
資金収入	3,502,438	600,706	157,623	286,973	4,901	360,220	4,912,861
業務活動による収入	1,634,785	599,663	89,414	197,166	4,750	322,309	2,848,088
福祉医療貸付事業収入	223,274						223,274
福祉医療貸付回収金による収入	1,385,685						1,385,685
経営指導事業収入	245						245
福祉保健医療情報サービス事業収入	21						21
社会福祉振興助成事業収入	45						45
退職手当共済事業収入		329,003					329,003
心身障害者扶養保険事業収入			88,893				88,893
年金担保貸付事業収入				5,114			5,114
年金担保貸付回収金による収入				192,040			192,040
労災年金担保貸付事業収入					81		81
労災年金担保貸付回収金による収入					4,669		4,669
承継債権管理回収業務収入						68,129	68,129
承継融資業務収入						254,162	254,162
運営費交付金収入	7,489	3,061	519				11,069
補助金等収入	16,985	267,595					284,580
寄附金収入	1,000						1,000
その他の業務収入	42	4	1	13	0	19	78
投資活動による収入		400	68,162			24,800	93,362
金銭の信託の減少による収入			68,162				68,162
有価証券の償還による収入		400				24,800	25,200
財務活動による収入	1,865,300			89,600			1,954,900
長期借入れによる収入	1,715,300			46,600			1,761,900
債券の発行による収入	150,000			43,000			193,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,353	643	47	207	151	13,110	16,511

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度～平成34年度の資金計画

別表3-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業	社会福祉振興助成事業	共 通	計
資金支出	3,487,433	1,580	2,467	4,769	6,189	3,502,438
業務活動による支出	2,081,667	1,580	2,467	4,769	4,334	2,094,817
福祉医療貸付事業費	228,925					228,925
福祉医療貸付金による支出	1,843,500					1,843,500
社会福祉振興助成金による支出				3,038		3,038
子供の未来応援支援金による支出				1,150		1,150
人件費支出	5,403	1,072	293	242	3,149	10,160
その他の業務支出	3,839	508	2,174	339	1,184	8,045
財務活動による支出	1,405,766					1,405,766
長期借入金の返済による支出	1,295,766					1,295,766
債券の償還による支出	110,000					110,000
次期中期目標の期間への繰越金					1,855	1,855
資金収入	3,487,085	1,580	2,467	4,619	6,687	3,502,438
業務活動による収入	1,621,785	1,580	2,467	4,619	4,334	1,634,785
福祉医療貸付事業収入	219,685	263	2,153		1,173	223,274
福祉医療貸付回収金による収入	1,385,685					1,385,685
経営指導事業収入		245				245
福祉保健医療情報サービス事業収入			21			21
社会福祉振興助成事業収入				45		45
運営費交付金収入	2,453	1,069	292	535	3,140	7,489
補助金等収入	13,946			3,038		16,985
寄附金収入				1,000		1,000
その他の業務収入	16	3	1	1	21	42
財務活動による収入	1,865,300					1,865,300
長期借入れによる収入	1,715,300					1,715,300
債券の発行による収入	150,000					150,000
前期中期目標の期間よりの繰越金					2,353	2,353

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画

別表3-3

平成30年度～平成34年度の資金計画

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	3,166	597,541	600,706
業務活動による支出	3,065	595,497	598,561
退職手当共済事業費		595,497	595,497
人件費支出	1,154		1,154
その他の業務支出	1,911		1,911
投資活動による支出			
有価証券の取得による支出		1,400	1,400
次期中期目標の期間への繰越金	101	644	745
資金収入	3,166	597,541	600,706
業務活動による収入	3,065	596,598	599,663
退職手当共済事業収入		329,003	329,003
運営費交付金収入	3,061		3,061
補助金等収入		267,595	267,595
その他の業務収入	4		4
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		400	400
前期中期目標の期間よりの繰越金	101	542	643

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画

別表3-4

平成30年度～平成34年度の資金計画

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	567	157,056	157,623
業務活動による支出	520	103,066	103,586
心身障害者扶養保険事業費		103,066	103,066
人件費支出	365		365
その他の業務支出	156		156
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		53,990	53,990
次期中期目標の期間への繰越金	47		47
資金収入	567	157,056	157,623
業務活動による収入	520	88,893	89,414
心身障害者扶養保険事業収入		88,893	88,893
運営費交付金収入	519		519
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		68,162	68,162
前期中期目標の期間よりの繰越金	47		47

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(3) 年度計画の策定について

当機構は、通則法第31条第1項の規定に基づき、平成30年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成30年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成30年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕一

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（参考）

○福祉貸付事業

区 分	平成30事業年度
貸付契約額	251,900,000千円
資金交付額	251,600,000千円

○医療貸付事業

区 分	平成30事業年度
貸付契約額	119,700,000千円
資金交付額	118,300,000千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。

また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協

調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。

- (4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。

- (5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等に業況注視と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。

また、災害で被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。

- (6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。

- ①貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。
- ②正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。

- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

- (8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。
- ②協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。
- ③フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）に係る実地調査等を55貸付先以上に実施する。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、平成30年度診療報酬改定及び介護報酬改定の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。

- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。

また、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施し、公表する。

- (3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容

の充実を図る。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。
- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表する。
- ③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 68 回以上とする。
- ④経営診断については、延べ 342 件以上の診断を実施する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

(2) 助成金申請業務の効率化により、平成 30 年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。
なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえることとする。

(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。
また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、平成 31 年度の募集要領等に反映させる。

(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページ等で広く周知する。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
①助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。
②助成事業が対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を 60%以上とする。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。
(参考)

区 分	平成 30 事業年度
4 月 1 日 現在の被共済職員数	859,389 人
退職手当金支給者数	82,621 人
退職手当金支給額	114,343,529 千円
単位掛金額	44,500 円

(1) 退職手当金支給に係る手続きフローを見直すなど、事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付ま

での平均処理期間の短縮を図る。

- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、退職届作成システムの機能の充実を図るなどＩＣＴの活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
- ①請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。
 - ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 30%以上とする。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 30 事業年度
新 規 加 入 者 数	861 人
新 規 年 金 受 給 者 数	1,883 人
保 険 対 象 加 入 者 数	66,069 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	57,762 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	6,473,800 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	13,586,110 千円

(1) 財政状況の検証

平成 29 年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体

資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。

- ・ 各資産
各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。
 - ・ 運用受託機関等
運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。
- なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

（参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±5%
外国債券	8.5%	±5%
外国株式	8.5%	±5%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成29年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

（3）事務処理等の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。

（4）扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回以上行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（1）福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。

- (2) 障害福祉サービス等情報公表システムについては、国と連携し着実に整備した上で運用を開始する。
また、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。
- (4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
- ①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 5 件以上実施する。
 - ②年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。

また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了する国の方針に沿って、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。

なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	平成 30 事業年度
貸 付 契 約 額	38,351,000 千円
資 金 交 付 額	38,351,000 千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	平成 30 事業年度
貸 付 契 約 額	942,000 千円
資 金 交 付 額	942,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。
- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等について、国と連携してホームページ、パンフレット等による周知や受託金融機関等の協力を得て利用者等への適切な対応を図るとともに、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。
- なお、その際には、多重債務者等の借入れについて注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。
- また、受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務説明会等により指導を行う。
- (4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
- ・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努め

る。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

- (1) 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行うため、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握を進めるとともに、今後の課題の把握等に向けて、必要となる準備対応について国と調整を行う。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。
- (4) 延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ・長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第4期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
- (2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「平成30年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。
(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1-1～1-4のとおり

2 収支計画

別表2-1～2-4のとおり

3 資金計画

別表3-1～3-4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

95,500 百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善に係る支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第8 その他業務運営に関する重要事項

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。
さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。

2 内部統制の充実

(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。

また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。

また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。

(2) 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。

また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等との人事交流を行う。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分にに関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成30年度予算

別表1－1

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
収入							
運営費交付金	1,829	615	104				2,548
国庫補助金	608	26,900					27,508
社会福祉振興助成費補助金	608						608
給付費補助金		26,900					26,900
利子補給金	3,516						3,516
福祉医療貸付事業収入							
福祉医療貸付金利息	37,616						37,616
経営指導事業収入	49						49
福祉保健医療情報サービス事業収入	4						4
社会福祉振興助成事業収入	9						9
退職手当共済事業収入		87,674					87,674
掛金		60,772					60,772
都道府県補助金		25,692					25,692
退職手当給付費支払資金戻入		1,208					1,208
給付費支払資金運用等収入		2					2
心身障害者扶養保険事業収入			31,898				31,898
保険料収入			7,166				7,166
保険金			11,074				11,074
特別給付金			72				72
弔慰金			0				0
扶養保険資金戻入			13,586				13,586
年金担保貸付事業収入							
年金担保貸付金利息				1,066			1,066
労災年金担保貸付事業収入							
労災年金担保貸付金利息					17		17
承継債権管理回収業務収入							
承継債権貸付金利息						17,570	17,570
寄附金収入	200						200
利息収入	0			0	0	1	1
雑収入	8	1	0	2	0	3	15
計	43,839	115,190	32,003	1,069	17	17,574	209,692
支出							
福祉医療貸付事業費	39,224						39,224
支払利息	39,085						39,085
業務委託費	32						32
債券発行諸費	107						107
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費							
支払利息	50						50
社会福祉振興助成事業費	838						838
社会福祉振興助成金	608						608
子供の未来応援支援金	230						230
退職手当共済事業費		114,575					114,575
退職手当給付金		114,344					114,344
退職手当給付費支払資金繰入		231					231
心身障害者扶養保険事業費			31,898				31,898
支払保険料			7,166				7,166
年金給付保険金			13,586				13,586
弔慰金給付保険金			72				72
特別弔慰金給付金			0				0
扶養保険資金繰入			11,074				11,074
年金担保貸付事業費							
支払利息				962			962
業務委託費				19			19
債券発行諸費				912			912
労災年金担保貸付事業費				31			31
業務委託費					15		15
業務経費	1,377	358	21	73	2	1,269	3,100
福祉医療貸付業務経費	772						772
経営指導業務経費	102						102
福祉保健医療情報サービス業務経費	435						435
社会福祉振興助成業務経費	68						68
退職手当共済業務経費		358					358
心身障害者扶養保険業務経費			21				21
年金担保貸付業務経費				73			73
労災年金担保貸付業務経費					2		2
承継債権管理回収業務経費						1,269	1,269
一般管理費	241	27	11	18	1	46	343
人件費	2,034	231	73	189	4	287	2,817
計	43,763	115,190	32,003	1,242	21	1,602	193,821

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成30年度予算

別表1-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
収入						
運営費交付金	820	214	59	107	629	1,829
国庫補助金						
社会福祉振興助成費補助金				608		608
利子補給金	3,516					3,516
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	36,893	53	431		239	37,616
経営指導事業収入		49				49
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				9		9
寄附金収入				200		200
利息収入	0					0
雑収入	3	1	0	0	4	8
計	41,233	316	494	924	872	43,839
支出						
福祉医療貸付事業費	39,224					39,224
支払利息	39,085					39,085
業務委託費	32					32
債券発行諸費	107					107
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費						
支払利息	50					50
社会福祉振興助成事業費				838		838
社会福祉振興助成金				608		608
子供の未来応援支援金				230		230
業務経費	772	102	435	68		1,377
福祉医療貸付業務経費	772					772
経営指導業務経費		102				102
福祉保健医療情報サービス業務経費			435			435
社会福祉振興助成業務経費				68		68
一般管理費					241	241
人件費	1,081	215	59	48	630	2,034
計	41,127	316	494	954	872	43,763

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成30年度予算

別表1－3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	615		615
国庫補助金			
給付費補助金		26,900	26,900
退職手当共済事業収入		87,674	87,674
掛金		60,772	60,772
都道府県補助金		25,692	25,692
退職手当給付費支払資金戻入		1,208	1,208
給付費支払資金運用等収入		2	2
雑収入	1		1
計	615	114,575	115,190
支出			
退職手当共済事業費		114,575	114,575
退職手当給付金		114,344	114,344
退職手当給付費支払資金繰入		231	231
業務経費			
退職手当共済業務経費	358		358
一般管理費	27		27
人件費	231		231
計	615	114,575	115,190

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成30年度予算

別表1－4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	104		104
心身障害者扶養保険事業収入		31,898	31,898
保険料収入		7,166	7,166
保険金		11,074	11,074
特別給付金		72	72
弔慰金		0	0
扶養保険資金戻入		13,586	13,586
雑収入	0		0
計	105	31,898	32,003
支出			
心身障害者扶養保険事業費		31,898	31,898
支払保険料		7,166	7,166
年金給付保険金		13,586	13,586
弔慰金給付保険金		72	72
特別弔慰金給付金		0	0
扶養保険資金繰入		11,074	11,074
業務経費			
心身障害者扶養保険業務経費	21		21
一般管理費	11		11
人件費	73		73
計	105	31,898	32,003

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成30年度収支計画

別表2-1

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
費用の部	44,718	115,222	20,929	1,243	23	2,187	184,323
經常費用	44,718	114,991	20,929	1,243	23	2,187	184,091
福祉医療貸付業務費	40,750						40,750
借入金利息	36,716						36,716
債券利息	2,484						2,484
債券発行諸費	107						107
業務委託費	31						31
福祉医療貸付業務経費	747						747
貸倒引当金繰入	665						665
経営指導業務費							
経営指導業務経費	97						97
福祉保健医療情報サービス業務費							
福祉保健医療情報サービス業務経費	434						434
社会福祉振興助成業務費	902						902
社会福祉振興助成費	608						608
子供の未来応援支援費	230						230
社会福祉振興助成業務経費	64						64
退職手当共済業務費		114,698					114,698
退職手当給付金		114,344					114,344
退職手当共済業務経費		354					354
心身障害者扶養保険業務費			20,844				20,844
支払保険料			7,166				7,166
給付金			13,658				13,658
心身障害者扶養保険業務経費			20				20
年金担保貸付業務費				1,030			1,030
借入金利息				9			9
債券利息				7			7
債券発行諸費				31			31
業務委託費				911			911
年金担保貸付業務経費				71			71
貸倒引当金繰入				2			2
労災年金担保貸付業務費					18		18
業務委託費					15		15
労災年金担保貸付業務経費					2		2
貸倒引当金繰入					1		1
承継債権管理回収業務費						1,846	1,846
承継債権管理回収業務経費						1,241	1,241
貸倒引当金繰入						605	605
一般管理費	229	25	10	16	1	44	326
減価償却費	279	38	2	8	0	12	340
人件費	2,028	230	73	188	4	286	2,808
臨時損失							
退職手当給付費支払資金繰入		231					231
収益の部	44,039	115,222	23,593	1,243	23	17,478	201,597
運営費交付金収益	1,829	615	104				2,548
福祉医療貸付事業収入	37,559						37,559
経営指導事業収入	49						49
福祉保健医療情報サービス事業収入	4						4
社会福祉振興助成事業収入	9						9
退職手当共済事業収入		60,774					60,774
掛金		60,772					60,772
給付費支払資金運用等収入		2					2
心身障害者扶養保険事業収入			19,364				19,364
受取保険料			7,166				7,166
保険金			11,146				11,146
金銭の信託運用益			1,052				1,052
年金担保貸付事業収入				1,064			1,064
労災年金担保貸付事業収入					17		17
承継債権管理回収業務収入							
年金住宅資金等貸付金利息						17,474	17,474
補助金等収益	4,124	52,592					56,716
国庫補助金収益		26,900					26,900
都道府県補助金収益		25,692					25,692
社会福祉振興助成費補助金収益	608						608
利子補給金収益	3,516						3,516
寄附金収益	230						230
資産見返運営費交付金戻入	232	32	0	0	0	1	266
財務収益							
受取利息	0			0	0	0	1
雑益	2	0	0	2	0	2	7
臨時利益		1,208	4,124				5,333
退職手当給付費支払資金戻入益		1,208					1,208
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			4,124				4,124
前中期目標期間繰越積立金取崩額				177	6		183
総利益又は総損失(△)	△ 680	-	2,663	-	-	15,290	17,274

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成30年度収支計画

別表2-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
費用の部	41,907	325	661	954	872	44,718
經常費用	41,907	325	661	954	872	44,718
福祉医療貸付業務費	40,750					40,750
借入金利息	36,716					36,716
債券利息	2,484					2,484
債券発行諸費	107					107
業務委託費	31					31
福祉医療貸付業務経費	747					747
貸倒引当金繰入	665					665
経営指導業務費						
経営指導業務経費		97				97
福祉保健医療情報サービス業務費						
福祉保健医療情報サービス業務経費			434			434
社会福祉振興助成業務費				902		902
社会福祉振興助成費				608		608
子供の未来応援支援費				230		230
社会福祉振興助成業務経費				64		64
一般管理費					229	229
減価償却費	79	14	168	4	14	279
人件費	1,078	214	59	48	629	2,028
収益の部	41,227	325	661	954	872	44,039
運営費交付金収益	820	214	59	107	629	1,829
福祉医療貸付事業収入	36,837	53	431		239	37,559
経営指導事業収入		49				49
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				9		9
補助金等収益	3,516			608		4,124
社会福祉振興助成費補助金収益				608		608
利子補給金収益	3,516					3,516
寄附金収益				230		230
資産見返運営費交付金戻入	54	9	167	0	2	232
財務収益						
受取利息	0					0
雑益					2	2
総利益又は総損失(△)	△ 680	-	-	△ 0	△ 0	△ 680

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成30年度収支計画

別表2-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	647	114,575	115,222
経常費用	647	114,344	114,991
退職手当共済業務費	354	114,344	114,698
退職手当給付金		114,344	114,344
退職手当共済業務経費	354		354
一般管理費	25		25
減価償却費	38		38
人件費	230		230
臨時損失			
退職手当給付費支払資金繰入		231	231
収益の部	647	114,575	115,222
運営費交付金収益	615		615
退職手当共済事業収入		60,774	60,774
掛金		60,772	60,772
給付費支払資金運用等収入		2	2
補助金等収益		52,592	52,592
国庫補助金収益		26,900	26,900
都道府県補助金収益		25,692	25,692
資産見返運営費交付金戻入	32		32
雑益	0		0
臨時利益			
退職手当給付費支払資金戻入益		1,208	1,208
総利益又は総損失(△)	-	-	-

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成30年度収支計画

別表2-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	105	20,825	20,929
経常費用	105	20,825	20,929
心身障害者扶養保険業務費	20	20,825	20,844
支払保険料		7,166	7,166
給付金		13,658	13,658
心身障害者扶養保険業務経費	20		20
一般管理費	10		10
減価償却費	2		2
人件費	73		73
収益の部	105	23,488	23,593
運営費交付金収益	104		104
心身障害者扶養保険事業収入		19,364	19,364
受取保険料		7,166	7,166
保険金		11,146	11,146
金銭の信託運用益		1,052	1,052
資産見返運営費交付金戻入	0		0
雑益	0		0
臨時利益			
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益		4,124	4,124
総利益又は総損失(△)	-	2,663	2,663

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度資金計画

別表3-1

(単位:百万円)

区 別	金 額						
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	計
資金支出	698,916	115,570	32,050	63,906	1,189	105,792	1,017,424
業務活動による支出	413,663	114,959	20,929	39,605	964	102,413	692,533
福祉医療貸付事業費	39,273						39,273
福祉医療貸付金による支出	369,900						369,900
社会福祉振興助成金による支出	608						608
子供の未来応援支援金による支出	230						230
退職手当共済事業費		114,344					114,344
心身障害者扶養保険事業費			20,825				20,825
年金担保貸付事業費				962			962
年金担保貸付金による支出				38,351			38,351
労災年金担保貸付事業費					15		15
労災年金担保貸付金による支出					942		942
人件費支出	2,034	231	73	189	4	287	2,817
その他の業務支出	1,618	385	32	91	3	1,359	3,487
国庫納付金の支払額				12	0	100,767	100,780
投資活動による支出			11,074		100		11,174
金銭の信託の増加による支出			11,074				11,074
有価証券の取得による支出					100		100
財務活動による支出	283,199			24,100			307,299
長期借入金の返済による支出	263,199			7,100			270,299
債券の償還による支出	20,000			17,000			37,000
翌年度への繰越金	2,055	611	47	201	125	3,379	6,419
資金収入	698,916	115,570	32,050	63,906	1,189	105,792	1,017,424
業務活動による収入	317,964	113,982	18,417	44,100	1,038	83,182	578,682
福祉医療貸付事業収入	37,616						37,616
福祉医療貸付回収金による収入	274,124						274,124
経営指導事業収入	49						49
福祉保健医療情報サービス事業収入	4						4
社会福祉振興助成事業収入	9						9
退職手当共済事業収入		60,774					60,774
心身障害者扶養保険事業収入			18,312				18,312
年金担保貸付事業収入				1,066			1,066
年金担保貸付回収金による収入				43,031			43,031
労災年金担保貸付事業収入					17		17
労災年金担保貸付回収金による収入					1,021		1,021
承継債権管理回収業務収入						17,570	17,570
承継融資業務収入						65,608	65,608
運営費交付金収入	1,829	615	104				2,548
補助金等収入	4,124	52,592					56,716
寄附金収入	200						200
その他の業務収入	8	1	0	3	0	4	16
投資活動による収入		1,000	13,586			9,500	24,086
金銭の信託の減少による収入			13,586				13,586
有価証券の償還による収入		1,000				9,500	10,500
財務活動による収入	378,600			19,600			398,200
長期借入れによる収入	348,600			5,600			354,200
債券の発行による収入	30,000			14,000			44,000
前年度よりの繰越金	2,353	588	47	207	151	13,110	16,456

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度資金計画

別表3-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業	社会福祉振興助成事業	共 通	計
資金支出	694,226	316	494	954	2,927	698,916
業務活動による支出	411,027	316	494	954	872	413,663
福祉医療貸付事業費	39,273					39,273
福祉医療貸付金による支出	369,900					369,900
社会福祉振興助成金による支出				608		608
子供の未来応援支援金による支出				230		230
人件費支出	1,081	215	59	48	630	2,034
その他の業務支出	772	102	435	68	241	1,618
財務活動による支出	283,199					283,199
長期借入金の返済による支出	263,199					263,199
債券の償還による支出	20,000					20,000
翌年度への繰越金					2,055	2,055
資金収入	693,958	316	494	924	3,225	698,916
業務活動による収入	315,358	316	494	924	872	317,964
福祉医療貸付事業収入	36,893	53	431		239	37,616
福祉医療貸付回収金による収入	274,124					274,124
経営指導事業収入		49				49
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				9		9
運営費交付金収入	820	214	59	107	629	1,829
補助金等収入	3,516			608		4,124
寄附金収入				200		200
その他の業務収入	3	1	0	0	4	8
財務活動による収入	378,600					378,600
長期借入れによる収入	348,600					348,600
債券の発行による収入	30,000					30,000
前年度よりの繰越金					2,353	2,353

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度資金計画

別表3-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	716	114,854	115,570
業務活動による支出	615	114,344	114,959
退職手当共済事業費		114,344	114,344
人件費支出	231		231
その他の業務支出	385		385
翌年度への繰越金	101	510	611
資金収入	716	114,854	115,570
業務活動による収入	615	113,366	113,982
退職手当共済事業収入		60,774	60,774
運営費交付金収入	615		615
補助金等収入		52,592	52,592
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		1,000	1,000
前年度よりの繰越金	101	487	588

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成30年度資金計画

別表3-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	152	31,898	32,050
業務活動による支出	105	20,825	20,929
心身障害者扶養保険事業費		20,825	20,825
人件費支出	73		73
その他の業務支出	32		32
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		11,074	11,074
翌年度への繰越金	47		47
資金収入	152	31,898	32,050
業務活動による収入	105	18,312	18,417
心身障害者扶養保険事業収入		18,312	18,312
運営費交付金収入	104		104
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		13,586	13,586
前年度よりの繰越金	47		47

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(4) 平成 30 年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		28年度予算額			29年度予算額	30年度予算額		
		当初予算額	第二次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
							増△減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約額	億円 2,999	億円 50	億円 3,049	億円 2,909	億円 2,519	億円 △ 390	% △ 13.4
	資金交付額	3,103	50	3,153	2,545	2,516	△ 29	△ 1.1
医療貸付	貸付契約額	1,377	41	1,418	1,257	1,197	△ 60	△ 4.8
	資金交付額	1,444	41	1,485	1,182	1,183	1	0.1
合 計	貸付契約額	4,376	91	4,467	4,166	3,716	△ 450	△ 10.8
	資金交付額	4,547	91	4,638	3,727	3,699	△ 28	△ 0.8
	財政融資資金借入金	4,674	91	4,765	3,531	3,486	△ 45	△ 1.3
	自己資金	△ 127	-	△ 127	196	213	17	8.7
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(-)	(200)	(300)	(300)	(0)	(0.0)

【年金担保貸付勘定】

区 分		28年度予算額			29年度予算額	30年度予算額		
		当初予算額	第二次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
							増△減額	伸び率
年金担保貸付	貸付契約額	億円 557	億円 -	億円 557	億円 577	億円 384	億円 △ 193	% △ 33.4
	資金交付額	557	-	557	577	384	△ 193	△ 33.4
	自己資金	557	-	557	577	384	△ 193	△ 33.4
	(うち福祉医療機構債券)	(150)	(-)	(150)	(220)	(140)	(△ 80)	(△ 36.4)

(参考)

区 分		28年度予算額			29年度予算額	30年度予算額		
		当初予算額	第二次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
							増△減額	伸び率
福祉医療機構債券 (合 計)		億円 350	億円 -	億円 350	億円 520	億円 440	億円 △ 80	% △ 15.4

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分		28年度予算額	29年度予算額	30年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
		千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	運 営 費 交 付 金	6,761,600	6,314,169	5,952,882	△ 361,287	△ 5.7
	社会福祉振興助成費補助金	2,402,869	2,089,665	1,828,815	△ 260,850	△ 12.5
	利 子 補 給 金	607,699	607,699	607,699	0	0.0
		3,751,032	3,616,805	3,516,368	△ 100,437	△ 2.8
共 済 勘 定	運 営 費 交 付 金	26,902,189	26,693,836	27,514,997	821,161	3.1
	給 付 費 補 助 金	548,762	622,916	614,741	△ 8,175	△ 1.3
		26,353,427	26,070,920	26,900,256	829,336	3.2
保 険 勘 定	運 営 費 交 付 金	104,847	102,890	104,478	1,588	1.5
合 計		33,768,636	33,110,895	33,572,357	461,462	1.4
(内、運営費交付金)		3,056,478	2,815,471	2,548,034	△ 267,437	△ 9.5

(5) その他の補完情報について

機構の理事長である中村裕一氏は、平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了となりましたが、平成 30 年 4 月 1 日付で再任されました。なお、同氏の略歴については以下のとおりです。

役職名	氏名	任 期	略 歴
理事長	なか むら ひろ かず 中 村 裕 一	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 35 年 3 月 31 日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社執行役員

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階)

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp/hp/>